

## 小売・外食産業の軽減税率対策セミナー

軽減税率がスタートすると何がOKで何がNGなのか正しく理解しておきましょう！  
レジ導入・システム改修のための補助金制度についても解説します！

税率引上げ  
に伴う

# 軽減税率と 諸問題の対応策



消費税8%と10%の区分けや税務処理が煩雑に！



29年4月からの消費税10%となりますが、酒類や外食を除く「飲食・食料品や新聞」については、軽減税率が適用されることになりました。それにより、食料品や飲食を取り扱う店では、どの商品が対象で、どのような販売方法が8%に該当するのか、線引きや複数税率に伴うレジの問題など、課題が沢山あります。

また、伝票処理も税率8%と10%が混在するため経理の実務は煩雑になります。そこで本講座では、軽減税率の概要と小売・外食事業所が取り組むべき対応策について、現段階で決まっている最新の内容で解説します。

講師

山崎税務会計事務所 代表 **山崎 健氏**  
税理士・宅建建物取引主任者・労務管理士

1966年生まれ。東京会計専門学校税理士学科卒業。会計事務所勤務を経て、1995年藤間公認会計士税理士事務所(現・税理士法人TOMA)に入社し、副所長・法人部長を歴任。在職中には年間約50件の税務調査立会実績を持つ。2011年独立。企業経営をサポートする業務の傍ら、セミナー講師として活躍中。

**日時** 平成28年6月16日(木)  
13:30~16:30

**会場** 厚木商工会議所(厚木市栄町 1-16-15)  
1階 101会議室

**定員** 50名

**申込み** 6月10日(金)までに、TELまたはFAXにてお申込みください。

TEL▶046-221-2153

FAX▶046-222-0607

(経営支援課 平井)

**主催** 厚木商工会議所

**受講無料**

### 【講座内容】

#### I. 軽減税率の導入に伴う

##### 小売・外食産業の注意点

- ①これはOK!これはNG対象品目と具体例
- ②帳簿・請求書等の10%と8%の区分表示方法
- ③売上税額・仕入れ税額の計算の特例
- ④レジの導入やシステム改修等への補助制度

#### II. 消費税10%の経過措置

- ①複数税率に対応した経過措置とは
- ②簡易課税・原則課税とは
- ③家賃・コピー機などのリース料は?
- ④契約更新や契約変更はいつの税率? 他

#### III. 消費税増税に伴う会社やお店の注意点

- ①もう“どんぶり勘定”ではやっていけない
- ②赤字だから関係ない!税務調査はより厳しく!
- ③適正に価格転嫁できるか? 自腹になるか!

\* 切らずにFAXしてください。

(6/16)「税率引き上げに伴う軽減税率と諸問題の対応策」受講申込書

月 日 申込

事業所名	[TEL] [FAX]	受講者名	
所在地	〒		

\*ご記入されました個人情報は、セミナー運営以外の目的で使用することはありません。\*3名からのお申し込みは、本紙をコピーしてお使いください。